

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、常用労働者を5人以上雇用する事業所の賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に基づく「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約600事業所を対象とする。

3 調査期間

調査期間は、1か月を単位としており、調査期日は毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）である。

4 調査の方法

区分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	常用労働者を30人以上雇用する事業所	常用労働者を5～29人雇用する事業所
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送又はオンラインにより提出する方式とする。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所の事業主に対して質問し調査票を作成する方式又はオンラインにより提出する方式とする。
抽 出 法	総務省統計局実施の経済センサスによって把握した事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし直し、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に抽出する。指定後は、原則として次の抽出替えまで継続して調査する。 なお、抽出替えの間における事業所の新設等を調査結果に反映させるため、抽出替えを行わない年の1月分調査で追加指定を行う。	二段抽出の方法による。 1次抽出は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合して「毎勤第二種基本調査区」とし、ここから抽出した30調査区を統計調査員が巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 2次抽出は、その名簿から常用労働者5～29人規模事業所を選び抜き、都道府県、産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出する。
調 査 期 間	調査期間は3年である。経済センサスによって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団とする。 なお、1年ごとに事業所の3分の1ずつ交替する方式（ローテーション方式）で行う。	調査期間は1年6か月である。事業所の交替は、調査区を3組に分けて6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式（ローテーション方式）で行う。

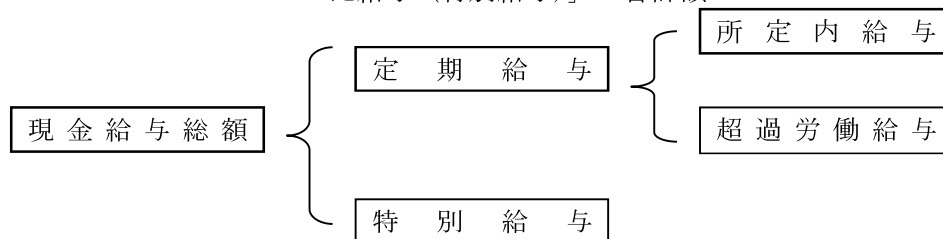
5 調査事項の定義

（1）現金給与額

現金給与額…所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の総額

「きまって支給する給与」…基本給、家族手当、超過勤務手当などのように、労働契約、

- (「定期給与」) 就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与
- 「所定内給与」……………「定期給与」から「所定外給与（超過労働給与）」を除いたもの
- 「所定外給与」……………超過勤務手当、休日出勤手当、深夜手当などのように、所定の労働時間を超える労働（時間外労働）や休日出勤、深夜労働に対して支給される給与
- 「特別に支払われた給与」…賞与（いわゆる「ボーナス」）、ベースアップの差額追給分、3か月を超える期間で算定される通勤手当、一時的または突発的事由に基づいて支払われる給与など
- （「特別給与」）
- 「現金給与総額」……………「きまって支給する給与（定期給与）」と「特別に支払われた給与（特別給与）」の合計額



(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日としないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給される与否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待ち時間は含める。なお、本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」……………事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数

「所定外労働時間数」……………所定内労働時間以外の早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数

「総実労働時間数」……………「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者とする。

なお、重役、理事等の役員や家族である従業者でも、常時事業所に勤務して毎月給与の支払いを受けている者は、常用労働者とする。

「パートタイム労働者」…常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者

ア 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

「一般労働者」……………「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者

(5) 賞与

「特別給与」のうち「賞与」について、調査対象期間を夏季賞与の場合は6月～8月、年末賞与の場合は11月～翌年1月に限定し、それぞれ3か月分の調査票を基に集計したものである。

「支給労働者1人平均支給額」……………賞与を支給した事業所における常用労働者1人当りの平均賞与支給額

- 「所定内給与に対する支給割合」……賞与を支給した事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したもの
- 「支給労働者数割合」……賞与を支給した事業所の常用労働者の、全事業所の常用労働者に占める割合
- 「支給事業所数割合」……賞与を支給した事業所の全事業所に占める割合

(6) 労働異動率（入職率、離職率）

- 「入職率」……調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したもの
- 「離職率」……調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したもの

6 調査結果の算定

調査事業所からの報告を集計し、産業別・事業所規模別に合計、男女別、就業形態別常用労働者数、常用労働者月間1人平均の現金給与額・出勤日数・実労働時間数を次のとおり推計した。

常用労働者数、現金給与額、出勤日数及び実労働時間数の調査票集計値にそれぞれ推計比率を乗じて、これを前月末と本月末の推計労働者数の平均で除して常用労働者月間1人平均の現金給与額、出勤日数及び実労働時間数を算出する。

なお、本書内の常用労働者数は本月末推計労働者数である。

また、推計比率は次の方法により算出する。

$$\text{推計比率} = \frac{\text{母集団労働者数}}{\text{前調査期間末常用労働者数（調査票集計値）}}$$

7 調査結果から作成される指数

以下で算定される数値は、いずれも四捨五入により小数点以下第1位の数値とする。

(1) 実質賃金指数以外の指数の算定

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値（注）}} \times 100$$

（注）基準数値…基準年（令和2年）における当該調査結果実数の年平均値

(2) 実質賃金指数の算定

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（鹿児島市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

8 結果数値利用上の注意

(1) 指数について

毎月勤労統計調査では、賃金、労働時間及び雇用の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年（令和2年）の平均（基準数値）を100とする指数を作成している。

本報告書には、最近行われた下記（2）ア及びイの改訂後の指数を掲載したので、時系列比較はこの指数により行うことが望ましい。

(2) 指数の改訂について

ア 調査対象事業所の抽出替えに伴う指数の改訂

事業所規模30人以上の調査対象事業所の抽出方法を総入替え方式から部分入替えに平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改定はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成30年1月に更新したことに伴い、過去に遡って改定した。

イ 基準時更新に伴う指数の改訂

指数の基準時は、5年ごとに変更することとしており、基準年の年平均が100となるように指数を改訂している。

直近では、令和4年1月分の結果公表から、基準年を平成27年から令和2年に更新している。

(3) 表章産業について

ア 産業分類について

表章産業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく（それ以前の産業分類との接続は、別表を参照）。

イ 表章産業改訂に伴う取扱いについて

平成22年からの結果については、産業分類の区分の変更があったため、新旧の産業分類の接続が不可能となったものがあり、結果を指数化できなくなった。

(4) 鉱業、採石業、砂利採取業について

産業分類（大分類）のうち鉱業、採石業、砂利採取業に関するデータについては、調査対象事業所が僅少なため本報告書へ掲載していないが、「第1 調査結果の概要」及び「第2 統計表」の調査産業計には含んでいる。

(5) 全国の数値について

「第1 調査結果の概要」中の表及び図における全国の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果を掲載している。

(6) 標本設計

本調査は標本調査であり、標本設計は厚生労働省により行われているが、その際常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差が産業、事業所規模別に下表に示す一定の範囲内となるように設計されている。

きまって支給する給与の目標とする標本誤差率（％）

	5人以上	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類(製造業を除く)	5	0	10	10	10
製造業	3	0	7	7	7
製造業中分類	7	0	10	10	10
サービス業中分類	10	—	—	—	—

(7) 統計表の符号

「—」該当のないもの

「△」減少しているもの

「0」数値が単位に満たないもの

「X」調査事業所が僅少なため公表できないもの

(8) 集計産業の補足

平成 22 年 1 月分からの新産業分類での結果公表に伴い、集計産業項目が一部変更となった。産業大分類及び中分類以外の集計産業について、平成 21 年 12 月以前のデータと比較できるよう、以下の一括区分、特活産業区分を設定した。

- ES1 E 一括分 1 ……E13 「家具・装備品」、E14 「パルプ・紙」、E16.17 「化学、石油・石炭」、
E18 「プラスチック製品」、E19 「ゴム製品」、E22 「鉄鋼業」、E23 「非鉄金属」、
E27 「業務用機械器具」、E31 「輸送用機械器具」 …… (F 一括分 1)
- ES2 E 一括分 2 ……E25 「はん用機械器具」、E26 「生産用機械器具」 …… (F26)
- MS M 一括分 ……M76 「飲食店」、M77 「持ち帰り・配達飲食サービス業」
- PS P 一括分 ……P84 「保健衛生」、P85 「社会保険・社会福祉・介護事業」
- RS R 一括分 ……R88 「廃棄物処理業」、R89.90 「自動車整備業、機械等修理業」、R93 「政治・
経済・文化団体」、R94 「宗教」、R95 「その他のサービス業」
- TK1 特掲産業 1 ……L72 「専門サービス業（他に分類されないもの）」、L74 「技術サービス業（他に分類
されないもの）」 …… (Q80)
- TK2 特掲産業 2 ……N80 「娯楽業」 …… (Q84)
- TK3 特掲産業 3 ……R89.90 「自動車整備業、機械等修理業」 …… (Q86, 87)
- TK4 特掲産業 4 ……N78 「洗濯・理容・美容・浴場業」、N79 「その他の生活関連サービス業」

(9) 平成 21 年以前の結果との接続について

旧産業分類と新産業分類が接続しないもの（別表×印）の指数は算出ができないため、表中において「－」と表記している。

※別表中の記号の説明 「◎」完全接続 「△」完全ではないが接続 「×」接続しない

別表

表章産業接統表

新産業分類（平成 22 年 1 月以降）平成 19 年 11 月改訂			旧産業との接統
産業分類		表示するときの表記名	
大分類	T L	調査産業計	△
	C	鉱業，採石業，砂利採取業	◎
	D	建設業	◎
	E	製造業	◎
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎
	G	情報通信業	△
	H	運輸業，郵便業	△
	I	卸売業，小売業	△
	J	金融業，保険業	◎
	K	不動産業，物品賃貸業	×
	L	学術研究，専門・技術サービス業	×
	M	宿泊業，飲食サービス業	×
	N	生活関連サービス業，娯楽業	×
	O	教育，学習支援業	△
	P	医療，福祉	△
	Q	複合サービス事業	△
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×
中分類	E 09, 10	食料品製造業，飲料・たばこ・飼料製造業	◎
	E 11	繊維工業	×
	E 12	木材・木製品製造業	△
	E 14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△
	E 15	印刷・同関連業	◎
	E 18	プラスチック製品製造業	◎
	E 21	窯業・土石製品製造業	△
	E 24	金属製品製造業	◎
	E 26	生産用機械器具製造業	×
	E 28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	△
	E 29	電気機械器具製造業	×
	E 31	輸送用機械器具製造業	◎
	E 32, 20	その他の製造業，なめし革，同製品，毛皮製造業	×
	E S 1	E 一括分 1	◎
	E S 2	E 一括分 2	◎
	I ー1	卸売業	△
	I ー2	小売業	×
	M75	宿泊業	◎
	M S	M 一括分	
	P 83	医療業	◎
	P S	P 一括分	
	R 91	職業紹介・労働者派遣業	×
	R 92	その他の事業サービス業	×
	R S	R 一括分	
	T K 1	特掲産業 1	
	T K 2	特掲産業 2	
	T K 3	特掲産業 3	
	T K 4	特掲産業 4	